

## にかほ市地元企業情報広報紙掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若者や女性（以下「若者等」という。）の採用に積極的な地元企業や、高度な技術力や優れた製品、魅力のある職場環境等を持つ地元企業を広報紙に掲載することにより、若者等の地元企業への就業契機や就業先選択の拡大を図るため、地元企業情報の広報紙への掲載（以下「広報掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 掲載する企業は、市内に事業所を有し、次の各号に定める要件のいずれかを満たす企業とする。

- (1) 就職面接会に積極的に参加する等、若者等の雇用に意欲的な企業
- (2) 若者等の人材育成や職場環境改善に積極的な企業で、かつその取組に関してアピールできる企業
- (3) 優れた技術・サービス・製品等の特徴を有する企業で、かつその特徴に関してアピールできる企業
- (4) その他市長が適当と認める企業

2 次のいずれかに該当すると認められるときは、掲載を行わないものとする。

- (1) 掲載時点で、前項に定める掲載基準を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の情報提供があったと認められるとき。
- (3) 緊急に掲載するべきその他の記事があり、紙面が不足するとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(申込方法)

第3条 掲載を希望する企業（以下「掲載希望企業」という。）は、にかほ市企業情報広報紙掲載申込書（別記様式）に必要事項を記入の上、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(掲載決定)

第4条 市長は、前条の規定により申込書を受理したときは、審査の上、広報掲載の可否を決定する。

2 掲載希望企業が多数の場合は、申込内容の審査に加え、既に掲載されている企業の業種との偏り等を考慮の上、広報掲載の可否を決定する。

3 広報掲載を決定したとき、又は掲載しないと決定したときは、口頭又は文書によ

り掲載希望企業に通知するものとする。

(掲載内容の変更)

第5条 掲載内容は、広報紙編集の最終校正までに記事の変更を行うことができる。

(掲載順序)

第6条 広報掲載は、原則として申込順に取材を行い、記事が完成した企業から掲載するものとし、掲載希望企業が掲載順序及び時期等を指定することはできないものとする。

(免責)

第7条 広報掲載により発生した企業の損害については、市は賠償責任を一切負わないものとする。

2 掲載希望企業が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広報掲載によるものであっても、市は賠償責任を一切負わないものとする。

(掲載料)

第8条 広報掲載料は、無料とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

にかほ市企業情報広報紙掲載申込書

年 月 日

にかほ市地元企業情報広報紙掲載実施要綱に記載する全ての条件に同意の上、下記のとおり掲載を申込みします。

企業の概要	名称	
	所在地	
	代表者名	
	設立年月	年 月
	資本金	万円
	従業員数	人（うち男 人・女 人）
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	
	ホームページ	
	事業内容	
PR内容 (300字以内)		
連絡先	担当者名	
	電話番号	
雇用状況	※直近3年分をご記入ください。 年度 人（うち35歳未満の若者 人・女性 人） 年度 人（うち35歳未満の若者 人・女性 人） 年度 人（うち35歳未満の若者 人・女性 人）	